

2025(令和7)年6月10日

農業用機械等共同利用支援事業を開始

－ 本市の経済基盤を支える営農者の負担を軽減 －

物価高騰による農業経営への影響は、農業従事者の高齢化や後継者不足も相まって、農地の遊休化が進む厳しい状況に直面しています。本市の経済基盤を支える営農者の負担を軽減する施策の一つとして、農業用機械等の共同利用を推進する関連予算を令和7年第2回定例会に上程しました。議決された場合、令和7年8月から申請受付を開始します。

この取り組みにより、農業の効率化と省力化等を推進することで経費削減を図り、農業経営の安定と農地の保全につながることを期待するものです。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 申請受付 | 令和7年8月(予定) |
| 2 | 対象者 | ① 農業者(販売農家)が組織する団体(構成員が3戸以上)
② 農業生産法人(主として農業に年間150日以上従事する役員又は従業員が3人以上である法人に限る。)
※ 除外要件(他に補助を受けている等)があるため、詳しくは担当係にお尋ねください。 |
| 3 | 事業名
事業費 | 農業用機械等共同利用支援事業補助金
30,000千円(一般財源) |
| 4 | 補助対象
要件 | 自らの農業経営に必要な機械等の取得費(消費税除く、中古機除く)
例:トラクター、田植え機、ウイングハロー等 ※付属機器も購入可
① 経営規模に応じた性能であること
② 補助対象機械等の取得価格が50万円(税抜き)以上であること
③ 機械等が共済等の引き受け対象となる場合は、必ず加入すること
④ 他の事業による補助を受けていないこと |
| 5 | 補助率 | 補助対象経費の3/10以内(上限100万円) |

問い合わせ 経済部農政課 (課長)滝川 (課長補佐)松浦
(担当:農業経営係)

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85

TEL:0964-32-1111(代表) FAX:0964-32-0110